

## 京都府後期高齢者医療広域連合公告第12号

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公告します。

平成30年5月30日

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務

#### (2) 業務内容

京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）は、平成30年度中に稼働から6年が経過し、機器更改等が必要になることから、以下の業務を委託する。

- ア 作業スケジュールの作成
- イ 設計
- ウ ハードウェア等の調達仕様書の作成
- エ 環境構築及び設定
- オ 新標準システムのセットアップ
- カ カスタマイズ
- キ データ移行
- ク 総合テスト

なお、詳細は京都府後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 履行期間

契約日から平成31年3月31日まで

### 2 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務の確実な履行及びセキュリティ確保の必要性から、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 競争入札参加者の資格を有すること。

- ア 仕様書のとおりその調達が可能であること。
  - イ 成年被後見人、被保佐人等及び破産者でないこと。
  - ウ 当該営業に関し、許可・認可等を要する場合にはこれを得ていること。
  - エ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
  - オ 京都府内の市町村税の滞納がないこと。
  - カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - キ 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載していないこと。
  - ク 京都府内の市町村において、入札参加停止処分中の者でないこと。
  - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 後期高齢者医療広域連合（京都府以外も含む）の標準システムの機器更改等業務を受託した経験を有し、現在において後期高齢者医療広域連合の標準システムの運用保守及び業務支援作業を受託していること。
  - (3) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び個人情報保護に関する特記仕様書を順守できること。
  - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証又は一般社団法人日本プライバシー認証機構によるTRUSTeの認証のいずれか（以下「プライバシーマークの認定等」という。）を受けていること。
  - (5) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定されている場合は、複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を形成し、契約は、事業者側で定めた代表幹事事業者と本広域連合の間で締結する。また、契約を締結するまでに、契約の履行に当たる事業者及び業務分担等を明示した本広域連合指定のコンソーシアム協定書を提出すること。なお、代表幹事事業者は、上記(1)から(4)の要件を満たしていること。

### 3 応募手続等

#### (1) 担当部署（提案先）

〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合総務課

電話 075-344-1202 FAX 075-344-1251

E-mail info@kouiki-kyoto.jp

#### (2) 必要書類の交付

プロポーザルに必要な書類等を次のとおり交付する。

##### ア 交付期間

平成30年5月30日（水）から6月6日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の

祝日に関する法律に規定する休日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間)

イ 交付場所

3(1)に同じ。

ウ 交付書類

仕様書、提案書記載依頼事項説明書、プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）、競争入札参加資格審査申請書及び参考資料

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの応募を希望する者は、以下のとおり、参加表明書を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) コンソーシアムを形成して参加する場合は、各業者の役割分担がわかる資料（様式は任意とする。）

イ 提出期限

平成30年6月11日(月)午後5時（必着）

ウ 提出場所

3(1)に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）

オ その他

参加表明書を提出した者がプロポーザルに応募しないことを決定した時は、本広域連合に対し、文書により速やかに申し出ること。

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

質問のある場合は、本広域連合に対し、質問事項を記載した文書を提出すること。

ア 質問期限

平成30年6月6日(水)午後3時（必着）

イ 質問方法

様式は自由とするが、質問事項を記載した文書データを電子メールにより、3(1)まで提出するものとする。コンソーシアムの場合は、代表幹事事業者からのみ質問を受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は一切受け付けない。

エ 回答予定日

平成30年6月8日(金)

オ 回答方法

参加表明書を提出した事業者に対して、質問及び回答を郵送又は電子メールにより配信する。ただし、質問によっては、当該内容を要約したうえで回答し、又は回答しない

項目もある。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 競争入札参加資格審査申請書

(ロ) 営業許可書（写し可）

(ハ) 納税証明書（写し可）（市町村税、消費税及び地方消費税）

※ 本店・支店・営業所等が所在する市町村の納税証明書

(ニ) 登記事項証明書（写し可）

（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）〔法人のみ〕

(ホ) 使用印鑑届

(ヘ) 委任状〔1〕

(ト) 財務諸表（決算が確定している直近の貸借対照表及び損益計算書）

個人の場合は、所得税確定申告書の写しとともに、青色申告の方は「所得税青色申告決算書」（写し）を、白色申告の方は「収支内訳書」（写し）を提出すること。

(チ) 標準システム機器更改等業務経費の見積書（可能な限り詳細に記載し、技術者単価及び工数は必ず記載すること。以下同じ。）

(リ) 後期高齢者医療広域連合（京都府以外も含む）の標準システムの機器更改等業務を受託した実績を記載した書類及び、現在において後期高齢者医療広域連合の標準システムの運用保守及び業務支援作業を受託していることが確認できる書類。

(ロ) プライバシーマークの認定等を受けていることを確認できる書類の写し

(シ) ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの価格及び60箇月の賃借料及び月額保守料（ミドルウェア等のライセンス費用を含む。以下同じ。）の見積書

(ス) 新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費（12箇月分）の見積書

(セ) 市町村が調達する窓口端末及びプリンタの価格、設定費用及び月額保守料の参考見積書

(ツ) この他、必要に応じて添付書類の提出を求める場合がある。

イ 提出部数

(ア) 紙10部。1部当たり枚数は100枚程度までとする。

(イ) 電子ファイルを収録したCD1部。

ウ 提出期限

平成30年6月18日(月)午後5時（必着）

エ 提出場所

3(1)に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）

(6) その他

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 企画提案書の記載方法

(ア) 記述はすべて横書きとする。

(イ) 提出書類はファイル等に綴じ、社名を表紙に記載し業者登録印を押印すること。

(ウ) 電子ファイルの形式は、xls、doc、ppt、pdfのいずれかとする。

ウ 見積書の記載方法

(ア) 見積書には、機器更改業務経費について、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を記載すること。

(イ) 見積書には、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印及び会社印（法務局等に登録している印）を押印すること。

(ウ) 標準システム機器更改等業務経費の上限額は、金180,000,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）とする。

(エ) ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの60箇月の賃借料及び保守料の総額の上限額は、金671,300,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）とする。

(オ) 新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費（12箇月分）の上限額は、金88,300,000円（消費税及び地方消費税を除いた金額）とする。

エ 無効となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には無効とする。なお、無効となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 仕様評価点について、評価点が配点の5割に満たない評価項目があるもの。

(オ) 虚偽の内容が記載されているもの。

(カ) 標準システム機器更改等業務経費の見積額が上限額を上回っているもの。

(キ) ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの価格及び60箇月の賃借料及び保守料の総額が、上限額を上回っているもの。

(ク) 新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費の見積額が、上限額を上回っているもの。

## オ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、受託候補者の決定以外には使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、受託候補者の決定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (カ) 提出された企画提案書等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。  
ヒアリングを実施する場合には、対象者にヒアリングの日時及び場所を別途連絡する。

## 4 プレゼンテーションの実施

- (1) 提出された企画提案書等の内容について、提案者がプレゼンテーションを実施する機会を設ける。プレゼンテーションの日時及び会場は、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

## 5 審査基準

### (1) 提案仕様の評価

- ア 企画提案書に基づき提案仕様の内容を評価し、「仕様評価点」を与える。
- イ 「仕様評価点」は800点満点とする。
- ウ 仕様評価は、企画提案書に記載されている次の各区分の評価点の合計点で行う。
  - (ア) システム全体概要（配点50点）
  - (イ) 移行作業（配点300点）
  - (ウ) 運用、保守（配点250点）
  - (エ) カスタマイズ（配点200点）
- エ 各評価項目の評価は次のとおり行う。
  - (ア) 企画提案書に記載すべき事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合には評価点を0点とする。
  - (イ) 企画提案書に記載すべき事項が漏れなく記載されており、かつ、提案内容が仕様書の要件を満たしている場合には、評価点を配点の50%とする。
  - (ウ) 仕様書以上の優れた提案内容であれば、評価点を配点の51%以上75%以下の評価点とする。
  - (エ) 仕様書以上の非常に優れた提案内容であれば、評価点を配点の76%以上100%以下とする。

### (2) 見積価格の評価

- ア 見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格評価点」を与える。
- イ 「価格評価点」は200点満点とする。
- ウ 見積価格の評価は、見積書に記入されている次の価格の合計額で行う。
  - (ア) 標準システム機器更改等業務経費
  - (イ) ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの60箇月の賃借料及び保守料の総額

(ウ) 新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費（60箇月分）

エ 提案者の価格評価点の算定式

$200 \text{点} \times (\text{全ての提案者の見積価格のうち最低価格} \div \text{提案者の見積価格})$

(3) 受託候補者の決定方法

「仕様評価点」及び「価格評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

(4) 有効数字

「仕様評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの「仕様評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「仕様評価点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「仕様評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

配点を設定した評価項目ごとの得点の平均点が高い者を受託候補者とする。

ウ 上記の方法により、受託候補者が決定しないときは、当該提案者にくじを引かせ、受託候補者を決定する。

## 6 審査結果

全ての提案者に対して、審査結果を記載した書類を郵送する。

なお、受託候補者が契約締結までに調達への参加資格を失った場合は失格とし、次点の提案者を受託候補者とする。

## 7 契約に関する基本的事項

受託者と締結する契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された経費のうち、標準システム機器更改業務経費に係る金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約金額とする。ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの価格及び60箇月の保守料の総額、新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費については、受託者決定後、受託者の提案に基づいて別途発注を行うものとする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は、実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 特約事項

ア 平成31年度から平成35年度までの新標準システムの運用保守及び業務支援に係る契約は、特段の事由がない限り、毎年度、本広域連合と受託者との間で、随意契約の

方法により締結する。

なお、契約金額については、本広域連合と受託者が実際の運用体制等について協議のうえ、定めるものとする。

ただし、本広域連合との協議による提案内容からの変更を除き、受託者の都合による見積額から増額は認めない。

イ 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

ウ 見積書に記載された新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業経費及び、ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの賃借料及び月額保守料は、平成31年度から平成35年度までの5年間について、受託者の都合により変更することは認めない。

エ 受託者が、その責めに帰すべき理由により、平成31年度から平成35年度までの5年間について、ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの賃借及び保守を見積書に記載された賃借料及び月額保守料で履行できない場合は、違約金を本広域連合に対し支払わなければならない。なお、詳細については、受託者と協議のうえ、定めるものとする。

オ 新標準システム稼働後の運用保守及び業務支援作業及び、ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアの賃借及び保守について、平成31年度以降の契約金額を保証するものではなく、各年度の本広域連合の予算の範囲内において実施するものとする。

- (5) 契約保証金  
免除